

幕末・維新时期における松江藩と隠岐預所の基礎的研究

岸 本 覚

1 はじめに

幕末・維新时期の松江藩を象徴する事件は、山陰道鎮撫使事件と隠岐騒動である。この二つは、王政復古後の山陰鎮撫使西園寺公望一行の派遣にともなって発生したものである。前者は、松江藩に対する「勤王」疑惑から家老死罪の決定にまで発展したが、結局藩主や鳥取藩の仲介などで誓書が受理・落着いたものである。後者は、一般に隠岐騒動と呼称され、⁽¹⁾隠岐島民が松江藩の郡代・代官を追放して自治組織を成立させた事件で、それ対して同藩が軍事的な弾圧を加えたが、結局薩長両藩や鳥取藩そして監察使によって撤退を余儀なくされたものである。とくに隠岐騒動の評価については、目的は尊王攘夷にあったが、おもに自治組織を實現・維持した島民の力量を強調してきたことに特徴がある。⁽²⁾逆に、攘夷そのものの目的が、時代に逆行するとして慎重な側面も指摘されている。どちらにしても、隠岐島民からの視点に集中されてきたと言っている。もちろんそこには松江藩側の史料が圧倒的に不足しており、その一方で豊富な地域史料が今も発掘されてくるところに大きな要因があると見える。

しかし、松江藩側の史料の重要性は、すでに藤田新らによって指摘されており、精力的な史料翻刻とその分析を通じて成果をあげている。⁽³⁾本

稿は、この成果に基づきながら、二〇一〇年度東京大学史料編纂所・一般共同研究「幕末の松江藩と隠岐騒動の研究」で得られた東京大学史料編纂所蔵の松江藩に関する史料、および研究調査の過程で新たに収集した志立家文書を利用しながら、松江藩側から見た隠岐騒動の特質をあきらかにする。

注目したポイントは、第一に江戸幕府の預所政策と隠岐預所との関係、第二に幕末以降の警衛負担をめぐる隠岐預所の位置づけ、および第三として王政復古後の松江藩の隠岐統治の特徴である。第一は、松江藩が隠岐に対してどのような意識で統治や海防に取り組んだのかを、幕府との関係を中心に考えていくことが基本的な整理として必要であると考えたからである。第二は、幕末期の松江藩が担う警衛のなかで、隠岐がどのような位置づけを与えられていくのかを検討する。その際、文久三年に隠岐警衛を鳥取藩とともに命じられた点に注目し、幕末・維新时期における鳥取藩との関係も視野に入れて隠岐騒動までを見通したい。第三は、第一と第二の視点がどのような形で王政復古後の松江藩の隠岐をめぐる姿勢に影響しているかを、年貢収納問題と「隠岐取締」を結びつけて検討する。

以上、近世の預所と幕末の警衛の流れに置いてみて、幕末・維新时期松江藩最大の事件の一つであった隠岐騒動の基礎的な問題を確認しておく

ことが本稿の目的である。それが、松江藩士志立範蔵の史料を利用する最も確な視点であると考えている。

※志立範蔵の史料については東京大学史料編纂所蔵の写真版が今まで利用されてきたが、本プロジェクトの調査過程で志立範蔵の原本を発見することができたため、以下その史料を利用していくこととする。

2 江戸幕府の預所政策と隠岐

大名預所とは、幕府が直轄地(幕領)を近隣の大名に預け統治させた支配形態のことを指す。豊臣政権期に設置された集中的な大名預所と異なり、徳川政権期には「必要最小限度」にとどめる政策を取っていた⁽⁴⁾。服藤の分類によると、大名預所の主流には、「(A)大名(とくに小大名)の改易・転封などによりその領分が公収され、辺鄙、遠隔の地に半ばな幕領が生じ、一人の代官を任命するほどの石高もなければ、また近辺の代官に兼任さすにも余りにも不便な場合」と「(B)私領と幕領が錯綜し、私領統治に支障をきたすため、大名の歎願により幕領を大名に寄託した場合」の二つがある。寛永十五年(一六三八)に松平直政が信州松本七万石から出雲国十八万六千石に転封されたとき、隠岐国一万六千石が預けられたとされ、(A)に分類されるものとして位置づけられている。つまり、直政は三代將軍家光から「隠岐国はお預かりと云ふ名義で兼管」とされ、貞享四年(一六八七)十二月までの約五十年あまり松江藩の預所となったのである⁽⁵⁾。

こうした状況が大きく変わっていくのは、貞享期から元禄初年の時期、つまり綱吉政権期である。この時期に幕府は、財政上の理由から大名預所のほぼ全体を廃止する改革を行った⁽⁷⁾。このなかで、松江藩の隠岐預所も貞享四年十二月幕府に返却された⁽⁸⁾。

元禄八年(一六九五)以降再び大名預所が復活したが、新井白石は宝永七年(一七一〇)閏八月新規の大名預所を認めない方向を決意し、さらに正徳二年(一七一二)六月綱吉の大名預所復活分(元禄九年からの増加分)を廃止した。ところが、享保期の唐船出沒や抜荷によって海防問題が浮上し、享保三年(一七一八)三月二十六日幕府は松江藩に対して唐船の打ち払いを命じ、それを受けて同年五月松江藩は唐船番を設置した⁽⁹⁾。そして享保五年六月、大森代官所の統治から再び松江藩の預所となったのである⁽¹⁰⁾。

寛政元年(一七八九)五月の勘定奉行通達で、国持大名への新規預所は設定しないこと、および以後預所は年限を決め統治の具合を斟酌して継続か廃止を決定することとなった。ただ注意すべき点は「格別之訳合」がある預所についてはこの限りではないとしたことであろう。幕末までの預所の方針は、この寛政期の通達が基盤となつて進められていく。天保十年(一八三九)七月の書付には、「無年限私領同様預所」一、「私領同様預所」三、「年限無き預所」八、「寛政元年以来年期預所、文化六以後追々無年限」十、「文化二年新規五年期、同九年代替につき無年限、天保十年五年期」一、「新年期預所」五とあり、松江藩の隠岐預所は「年限無き預所」の一つとされた⁽¹¹⁾。つまり、寛政期の原則に従うと、隠岐預所は「格別之訳合」がある預所で廃止できない理由を持つということになる。詳しくは後述するが、幕府によるこの位置付けが松江藩の預所の意識に大きく関わってくることになる。そして、天保十年十月二十九日、寛政元年五月令が再度達せられた⁽¹²⁾。この背景には、佐渡一國騒動などの百姓一揆に代表される激しい地域の動きや、いわゆる三方領地替に關わつて発令されたと考えられている。

問題は、服藤が注目する天保の第二次改革令で、これは隠岐預所を考えるうえでも重要な史料である⁽¹³⁾。

覚

諸家御預所之儀、無年期之分は、当卯年より来々巳年迄三ヶ年期中断、三ヶ年期中に申渡、追々年期御預被仰付、松平内蔵頭御預所之儀は、去年家督に付来る巳年迄御預所被仰付、年期明御免被仰付、其外之儀は評議いたし被申聞候通相心得候様、先達て申渡候得共、猶又年期明之節無年限之分は、無年限に御預被仰付、其外年期を以御預之面々共、都て先前之年限を以、追々継年季御預可被仰付旨被仰出候間、被得其意、此後家督等に付御預所之儀相伺候は、其心得を以取調可被申聞候、且又最前年期之儀相達候面々は、来る巳年春中前書之趣可相達候間、其以前御預高並名前等、委細取調可被申聞候事

右御勘定同吟味役え御直達、天保十四卯年十月廿七日

(※傍線は筆者、以下同)

服藤によると、無年期預所を三カ年に切り替え、年期明けで廃止するというもので正徳二年の大名預所全廃令に匹敵するものである⁽¹⁴⁾。前半部分の解釈はその通りと思われるが、後半部分を含めるとその解釈には再考の余地もある。しかしながら、問題は、そのなかの特例として松江藩と人吉藩だけが例外的に無年期と同様三カ年期中に切り替えつつも廃止措置はとらず継年期預所として存続させたことである。服藤は、推測として「松平出羽守預所隠岐一万二〇〇〇石余は、海上遠く離れた孤島であったため、幕府は、代官支配所などに振り向けるのに相応しくない領域と認定したのかも知れない」と述べている。しかしながら、大名預所の存続に特例として隠岐が入っていたという事実は、後述するように松江藩側の統治意識に大きな影響を与えたことは間違いないだろう。

この時期幕府側は、預所復活をめぐる庄内藩の大山騒動などその動向を注視していた。おそらく、幕府も藩も預所の安易な配置転換が極めて高いリスクを持つことを認識していたと思われる⁽¹⁵⁾。

幕末期には、江戸湾警衛をめぐる、「私領同様預所」と海岸警衛はセツトとする新方式が彦根藩井伊家の強硬な圧力によって認められ、以後さまざまところで適用されていった⁽¹⁶⁾。とくにペリー来航以降の阿部正弘政権は、海岸警衛を命じた大名に対して私領同様預所の特権を付与した。それは大名の負担を考えればやむを得ないことではあったが、隠岐預所も、こうした海岸警衛との関係で不安定化していく領知権のなかに巻き込まれていたことも視野に入れねばなるまい。

ところで、服藤のように幕府権力の尺度として預所政策をとらえようとする視角がある一方、羽賀祥二が幕末期の預所にもう少し積極的な意義を見いだそうとした点も考えなければならぬ⁽¹⁷⁾。確かに、幕府から海岸警衛等を命じられる大名にとつて、警衛体制全体のなかで預所よりも所領化したほうが明らかに好都合である。そのせめぎ合いのなかに、「私領同様預所」という選択肢を設定したことは、たんに形式的なものだけではないという点である。つまり、警衛大名にとつては、戦争による軍功ではないものの預所付与を恩賞に近いものとして意識し、さらに預所に「私領同様預所」を追加していくことも、大名家にとつては武門意識を支える一翼を担ったのではないかということである。この点は、先に述べた彦根藩についても同様⁽¹⁸⁾で、松江藩についてもこの点を考慮に入れていくことが必要であろう。

この点とあわせて、天保期以降の所領配置をめぐる幕府と大名との緊張関係のなかで、大名の人格や由緒が持ち出され強調されるのも、対外的な危機のもとでの軍事的な問題を考える重要な視点を提供してくれている。例えば、松江藩士志立範蔵が慶応四年四月三日に隠岐預所の「当

分隠州郡代懸り合」を受けたとき、「隠岐国は幕政の時代松平家元祖以来累代の支配所にして、其為一の役所を設け、郡代、代官、其以下元方、下代等々の役員を命し、島後の陣屋には郡代、代官、以下の在勤あり、島前にも別に代官以下在勤仕来なり」としたことに松江藩の意識を垣間見ることが出来る。それは、実際には藩祖以来一貫して隠岐預所を統治していた訳ではないのに、あたかも直政以来全く変わらず支配が行われていたかのような、「松平家元祖以来」と定義したところに表れている。ここに、簡単に隠岐預所を投げ出すことができない松江藩の特質があったのである。

また、もう一点あげるとすると、享保五年再び松江藩の預所となつてから、幕府からその統治に高い評価を受けてきたと意識されていたことである。文政三年(一八二〇)七月朔日、松平出羽守斉恒は、「隠岐国公料平治し人民帰服」しているとして褒賞された⁽²⁰⁾。さらに、天保九年九(一八三八)月にも「違作」にもかかわらず年貢皆済したとして役人が褒められている。こうした一連の幕府からの隠岐預所民政の評価が松江藩を支えていた。後述するように、この松江藩の預所民政が島民からも藩自身からも評価されなくなると、隠岐騒動への要因が徐々に形作られていくこととなった。

3 幕末の松江藩と隠岐

(1) 幕末松江藩の政治的位置―志立範蔵の史料を中心に

幕末・維新期の隠岐預所を考えるうえで志立範蔵の史料は重要である。志立範蔵は、天保九年(一八三八)八月一日に松江城下、稲塚勘十郎の二男として生まれた。表1でわかるように、おもに安政期から右筆見習や内用方見習を勤め、躰養子として志立家に入ったころから京都や大坂の任務に就いたことがわかる。松江藩の京都周辺の警衛や京都・大

坂勤番をつとめ、慶応期には中央政局の中心メンバーとなつて情報収集につとめていた。

松江藩が、どのようなスタンスで幕末の政局に臨んでいたのかは、この志立範蔵の残した史料から多くのことを知ることが出来る。例えば、「探索秘憶記」⁽²¹⁾には、慶応元年(一八六五)九月、京都を中心に活動する松江藩の周旋方が七名いたことがわかる。その人名は、原民右衛門(江戸御留守居、在坂中御内用取次役兼勤之心得、当時上京中)、雨森謙三郎(儒者、御内用取次役掛)、「当時上京中」、広瀬助左衛門(大坂御留守居、御内用取次役兼勤)、勝部丹蔵(大坂調方、御留守居差添之心得御内用取次役兼勤)、高井義八(御内用取次役見習)、田中弥三郎(御徒目付御内用御使口)、渡部勤之助(同上上京中)である。江戸や大坂に関わる役職、とくに「御内用取次役」がこの周旋方を兼任していることがわかる。幕末松江藩の他藩との周旋の中心的役割はこの内用取次役が担っており、以上の関係人物から察しても志立範蔵の抜擢はその才能をかわれたものと理解できる。役割としては、基本的に諸藩と交流して「世ノ形勢探索スル事ノ由」であつて逐一国元に報告するものではなかった⁽²²⁾。

この周旋方の活動を象徴的にあらわしているのが玉藤会である。玉藤会について志立範蔵は次のように記している。

○京撰ニテ近來諸藩ノ周旋方月々日ヲ定メ集會アリ、当地ニテハ此

九月三日ヨリ始毎月三日・十三日・二十日、大仁村玉井藤右衛門⁽²³⁾ト料理屋ニテタ一時集、人別金式朱宛持寄輕キ肴ニテ盃

ヲ傾親睦イタシ、形勢ノ事トモ談話スル事、最右集會ノ席上ニテ秘

談議論等スル事ニハコレナク、若密話致シ度事アル時ハ別席ヲ請テ

談候事ノヨシ

此會ノ發起ハ謙三郎或ハ肥前福地某ノ拍子ナリ

謙三郎話ニ近年周旋方等集會ノ初

表1 志立範蔵のおもな略歴（幕末・隠岐関係を中心に）

年月日	職名等	備考
天保9年8月1日	出雲国松江城下生まれ	稲塚勘十郎二男
安政4年6月11日	右筆見習雇	
安政4年12月3日	内用方見習雇	
安政5年12月23日	右筆見習	
安政6年10月17日	内用方見習	
安政7年3月		志立家へ御養子
万延元年正月23日	右筆見習雇、内用見習是迄通り	
文久元年7月4日	京都固所勤番、扨従番組	8月上旬～翌年閏8月、三人扶持、文久元年9月1日
文久4年3月11日	京都勤番	3月～同年5月、扨従番組、内用方頭取助、三人扶持
元治元年9月22日	城下固四番備右筆	長州征伐
慶応元年8月4日	大坂勤番	8月～翌年12月
慶応元年9月16日	内用取次役	在坂中兼帯
慶応元年12月11日	在坂中日記役	
慶応2年4月10日	右筆格雇、内用方頭取差添	五人扶持
慶応2年10月11日	内用取次役兼京坂詰中日記役	
慶応3年2月3日	内用方添勤雇	十人扶持
慶応4年2月朔日	使者添勤、大番組へ組替	
慶応4年2月2日	乙部勘解由付添として鳥取へ	さらに鳥取から京都へ
慶応4年4月3日	当分隠州郡代懸合	
慶応4年4月27日	格式役組外隠州郡代当分兼勤	
慶応4年閏4月3日	隠州渡海として島前着	閏4月16日島後着
慶応4年5月23日	隠州取締役（穩州郡代改）	
慶応4年8月11日	京都呼出に付隠岐出航	
慶応4年8月15日	京都に向け出発	8月21日着
慶応4年11月15日	鞠獄司に呼出し山名家預りとなる	
明治2年12月30日	京都府へ呼出し、松江藩へ預替	
明治3年3月23日	刑部省吟味、5月23日禁錮一年半申渡し	東京出立、自宅にて禁錮（明治5年12月1日）
明治6年正月26日		志立家家督相続

※「志立家家譜」（松江歴史館蔵「志立家文書」74）、「志立家代々勤功録」（同77）、「志立範蔵履歴書稿」（同91）、「松江藩列士録」（鳥根県立図書館所蔵）等により作成。

いわば、諸藩の親睦と交流を目的としたもので、ほとんど密談は行われなかったようである。大仁村は、諸藩の蔵屋敷が集まる堂島のほば北側に位置し、松江藩の蔵屋敷からも千数百メートルほどの距離である。まさに、こうした会合にふさわしい距離と場所であったと言えよう。しかし、月三回というペースから考えても刻一刻と移り変わる政治状況の変化に敏感になっていることがわかり、志立範蔵の参加ペースも極めて多いことから、重要な情報源になっていたと思われる。また、情報交換をめぐる諸藩の動向は、松江藩の儒者雨森謙三郎²⁵が中心となって動いていたことがわかり、周旋方集会の初発段階から周知していた点は興味深い。

松江藩の政治的な意思決定は、

リハ、文久三亥年冬頃ヨリノ事ニテ、元伊達伊豫入道・嶋津大隅等ノ考ノ由、当節浪華ニ而会スル事、閣老ヘモ相聞ヘ白川侯ナトハ甚タ満悦、既ニ同藩ヨリ玉藤会ニモ出、全ク諸藩和親ノ姿ト大ニ喜悅ト相聞ル（後略）

むしろ宗家である福井藩との関係のなから生まれてきたものと考えていいだろう。志立範蔵が記したところでは、「親藩会」「越前家集會」と呼ばれるもので、家老クラスが集会し協議するものである。例えば、慶応元年（一八六五）十月五日の「親藩会」などは、欧米列強の大坂湾乗り入れにもなつてついに孝明天皇によって条約が勅許されたときのも

のであるが、親藩会はこうした重要な政局において機能しており、おそらく、雨森謙三郎をはじめとした内用取次役らはこれらの集会の実質的な議論を担っていたと思われる。⁽²⁶⁾

(2) 松江藩の警衛と隠岐

諸藩による京都・大坂での情報収集が不可欠となっていたのは、もはや一藩の判断だけでは政局を切り抜けていけない段階であったことを裏付ける。とくに、幕府・朝廷による諸藩への警衛が次々と命じられ、長州の攘夷に向けた行動が加速化し始めた文久二年(一八六二)から三年にかけては、こうした周旋方の存在を必然とさせていった。

文久三年(一八六三)二月十八日、「国事御用談」として尾張大納言、一橋中納言、松平阿波守、越前前中将、松平肥後守、松平三河守、松平相模守、松平淡路守、松平美濃守、肥前前中将、伊達伊予守、上杉弾正大弼、土佐前侍従、細川越中守、松平出羽守、松平長門守、佐竹右京大夫、松平安芸守、中川修理大夫、毛利左京亮、池田信濃守、松平主殿頭等が、小御所で関白から演達を受けた。⁽²⁷⁾ここで演達されたのは、神宮警衛と「隠岐・対馬之如き皇国地勢を離れ候箇処之隣国ハ勿論、互ニ合力防御之手当被聞食度事」⁽²⁸⁾であった。

隠岐については、同年二月二十八日松平相模守(鳥取藩)が「大坂海軍当分総督之心得」で「軍政」にあずかり、そのうえで鳥取防衛と「隠岐応援等之心得」が達せられた。⁽²⁹⁾そして文久三年六月十日松江藩の使者が鳥取藩を訪れ、隠岐応援の確認を行っている。鳥取藩は、松江藩からの急報を受け次第人数を出すこととなった。編成は、「先手番頭一人組・足軽共」「先手物頭二人足軽共」「使役一人」「先手大砲懸り足軽共」で総勢三四二人とされている。そして、七月に入って先手番頭田村図書に手当が命じられ、遊隊鉄砲頭住山隼藏、同深田隼見、使役田村兵助、お

よび津田雄次郎付属大砲懸にも手当が命じられ、具体的な編成を行ったようである。⁽³⁰⁾隠岐の警衛は、松江藩と鳥取藩による連携が求められたのである。

このような状況下、文久二年十二月および翌文久三年三月の二度にわたって、松江藩は、老中水野忠精に宛てて書面を提出した。そこには隠岐の位置づけをめぐる松江藩の微妙な問題が見え隠れする。⁽³¹⁾

隠岐御預所之儀、兼而懸り役人共為相詰、武備ハ於国許申付置候得共、是以多人數ハ難差遣、是迄之時勢ニ而ハ、先右様之事ニ而済来候得共、当節ニ至り候而ハ、急度手当致置申候而ハ不相濟、尤先年も度々臨時人数差渡候儀も有之候得共、物事不便利ニ而長く難差置、且又人数差渡候と申候而も、海上相隔候土地柄早急之間ニも合兼、責而蒸氣船ニ而も相備置度、此節取入候手続申付置候得共、台体雲州七歩ハ海岸自国之武備すら充実致兼候央、隠州之手当可行届様も無之、乍爾右様離候土地柄ニ而も自国ニ候へハ、兼々高相応之人数相渡置、国民も自由指揮相成候事故、土着農兵等之致方も可有之歟、是迎も不容易事急ニハ難被行候而も、追々仕向方ニ寄土地丈之力を尽し候儀ハ相成可申哉ニハ候得共、何様御預所之儀国民之情合も結兼、全体公領之民杯と申候様之心得ニ而、自然平日迎も役人共差図差支候儀も有之趣、就中武備之儀ハ上下一和二無之候而は、相整候筋ニも無之候処、此節暫時之油断も不相成折柄如何取扱可然哉、甚以心配罷在候事ニ御座候、乍爾右様申述候而ハ、事ニ托し自国ニ被成下候様内願ニ而も有之哉ニ相響候而ハ、何更心痛至極容易ニ難申出事ニ候得共、右様之心底更ニ無之、実以不便利之土地不少、失費等有之好候訳ニハ無之、其段ハ御尋次第委細可申述何分差向武

備之儀無心元有形申述候間、不悪御舍御考量可被下候

十二月

預所という松江藩の持つ位置づけが揺らいでいることがよくわかる。隠岐の警備の重要性はよくわかっているのだが、出雲側の海岸警備が手一杯で、隠岐の警備まで手が回らないのが現状のようである。重要なのは、「乍爾右様離候土地柄二而も、自国二候へハ」という点で、松江藩としては単に預かっているというだけでなく出雲国と同様隠岐国も「自国」という意識がある点である。それゆえ、農兵設置の構想も浮かんでくるのであるが、後半では、隠岐島民との意識のずれをはっきりと述べている。「全体公領之民杯と申候様之心得二而」と、我々は幕領の民という島民側の自己意識が強く、松江藩側の指示に従わないことを問題としてあげているのである。とくに農兵に関わる隠岐の武備については相当懸念を持っていたことがわかる。松江藩側は、「自国」として統治する意志はないとことわりつつも「自国」と意識しており、この隠岐預所という位置づけが「国民之情合」の桎梏となっているとしたのである。こうした問題を孕みつつ、隠岐警備を鳥取藩とともにすすめていくことを求められたことがわかる。安政五年（一八五八）大坂安治川口の警備から京都八幡・山崎の警備を命じられていた松江藩であったが、隠岐警備の充実を求められたことにより、京都の守備は免じられている。文久三年（一八六三）四月二十日攘夷期日の確定も相まって、松江藩は、隠岐警備への比重を高めていくこととなる。

松江藩の隠岐警備の方針については、その困難な状況を朝廷に返答した以下の史料が手掛かりになる。³²

（前略）

一、隠岐国手当之儀御尋之趣奉承知候、同所ハ山陵も有之、且又北海通船之要路、実以大切之土地柄、是迄於雲州武備申付置、臨時渡海為致来候得共、風波之節等急速之間ニ合兼、殊更諸事不便利ニ而長陣等仕候得は、国民之難渋相醸候儀も有之候二付、①責而海軍相備置度、先達而蒸氣軍艦取入、此節専練為致候得共、年月を経不申候而ハ中々習練難致、其上領国七歩ハ海岸、②此節攘夷被仰出候二付而は、夫々手当取調仕、就中京都表御固之儀ハ至重之事柄、可成丈人数呼寄置不申候而は報国之微忠も難奉尽、旁以隠岐之備迄ハ十分ニ可相届様無御座、手当嚴重申付候得は、夫丈京地之御警備并二自国之備共手薄ニ相成候道理、③尤隠岐ニ於而土着農兵等之開方も可有之歟ニハ候得共、是迄も容易ニ相調候筋ニも無之、④隣国救援之手筈等申合候而も、何様海上相隔候土地、何角ニ付差闊而已多万全之実備相立不申、往昔之通同所ニ於而一諸侯被相立、国力を尽し不申候而ハ十分之守備は出来仕間敷歟、先代以来御預之土地武備行届兼候段申立候も、不本意之至ニ候得共、方今之形勢暫時も虚飾仕置候得は、皇国之御為何共奉恐入候二付、昨年於関東も内々相達置候得共（後略）

松江藩の隠岐の位置づけは、預所だからという理由だけではなく、むしろ「山陵」と交通の要衝というものと特化された。山陵とは、海士郡海士村源福寺境内の「後鳥羽院御陵」のことを指し、同寺は後鳥羽上皇の行在所跡とされるものである。³³山陵警備については不明な部分も多いが、藩祖以来の役目として松江藩の保護を受けてきたことが考えられる。実質的には文久期以降、藩士を派遣したのではないかと思われる。どちらにしても、伊勢神宮の警備と同時に隠岐警備が命じられた文脈か

ら、松江藩も、將軍から預った土地という意識から、天皇家の由緒を有する土地柄だからこそ守衛しなければならぬという論理になってきたと言えよう。

また、ここで述べる松江藩の海防上の問題点を要約すると、①海軍の創設の必要性、②警衛負担のバランス、③農兵創設の困難、④隣国応援の不安などが述べられている。①今や海防とは、「海軍」なくしては不可能と考えられていたことがわかる。文久二年鉄艦一番八雲丸と木艦二番八雲丸の購入は、こうした軍事改革のもとで行われていたことがわかるであろう。幕府の大型軍船製造の解禁とその購入許可という制度的な変化が、諸藩にも「海軍」創設の必要性を意識させていたことがわかる。⁽³⁴⁾しかしながら、いまだその習熟が十分ではないとしている。

②については、「攘夷」とはつまり大名にとつて「夫々手当」することだととらえられている。松江藩の場合は、京都の守衛であり、自国海岸警衛であり、隠岐の警衛である。それぞれ重要性は認められているもの、どこかに比重を置けば、他の警衛が不十分となるなど警衛のバランスが保てないことを吐露している。幕府の諸大名への警衛はすでに限界にきていることを暗に指しているのである。

さらに松江藩は、③の農兵の取り立てを行うものの、実質的には消極的であった。後年の史料になるがその理由について、藩は「文武稽古所取立度段申出」は「其志ハ尤之事」としていたものの、農業に差し支えるとして「農務之余力」の範囲内での嗜み程度としていた。これら願書のなかで農兵創設が難しいとしているのは、おそらく農民の生業に差し支わりのない範囲内で農兵を認めることにあるため、同時期に農民が文武館を設置しようとするレベルはそれを逸脱すると松江藩が考えていたことになろう。⁽³⁶⁾

④の隣国応援に対して松江藩はほとんど期待していなかったようであ

る。隠岐の警衛は想像以上に重くのしかかっており、たとえ隣国の救援があっても極めて困難だとする。このように、松江藩は、これらの柱を立ててこの時期の海防問題に取り組んでいたのだが、いずれも大きな課題がたちはだかっていた。

しかしながら、このなかで期待が薄かった④が松江藩海防政策の柱となっていくのである。つまり、鳥取藩と協力して隠岐を警衛することが決まったことで、その後両家は一致協力を深めていった。まず、元治元年（一八六四）六月には松江藩からの通報を受けて鳥取藩の儒者景山龍造が松江に派遣されている。また、第一次長州征伐の直後、松江藩は両敬を約そうとし、使者として雨森謙三郎等を派遣し、実現させた。その際蒸気船の借用などについて話し合っており、この両敬が海防をめぐる連携の一環であることもわかる。さらにその後の長州征伐をめぐる両藩の連携は非常に緊密である。とくに第二次長州征伐の際の浜田藩主松平右近将監の去就をめぐる頻繁なやりとりが確認できる。山陰道鎮撫使事件・隠岐騒動をめぐる鳥取藩の仲介は、一時的なものではなく、幕末の海防をめぐる諸藩連携の継続のなかにあると言えよう。⁽³⁷⁾

しかし、松江藩の抱える守衛は、一藩の限界をはるかにこえていた。文久三年（一八六三）十月十三日、水野閣老に宛てた松江藩家老大橋筑後書面には、そのことがはっきりと示されている。⁽³⁸⁾

今般内海御台場御預被仰付、御膝本御板要之御場所柄武門之面目、殊ニ公边格別御親ミ之家筋重々冥加至極奉存候得共、兼而申上置候趣、自国海岸惣巡り五十里辻も有之、其上隣国へも浪人共入込候趣、就而八国境十式ヶ所へも人数差出弥以充実全備之手当行届兼候央、京御門御固メも被仰付居、元祖已来御預二相成候隠岐国之儀ハ四島二相離れ居候処、嶋後は東西三里半、南北四里半、嶋前は海士郡東

西式里半、南北沓里、知夫里郡東西三里半、南北沓里半、同郡之内知夫里村東西拾五丁、南北沓里拾七丁有之、夥敷海岸防御之手当不行届甚以困窮仕居、素より御台場之儀ハ御膝本御大切之場所御警衛被仰付候上ハ、早速人数差出如何様ニも御守衛可仕之処、彼是差支遅滞仕居候、尤人数国元より差出迄ハ、援兵御差出被下候由難有事ニは御座候得共、御膝本之儀奉願候而成共御安心之筋ニ被為思食候様御警衛仕度志願ニ御座候得共、前文中上候通り、京御門御固メ隠岐国防御等ニ而人数急速不差出段不任心底儀とハ乍申、恐懼之至ニ奉存候付而は差向京御門御固御免被成下度奉願候、隠岐国之儀ハ是迄申上候儀も御座候所全く御預所故私之取計ひも相成兼、防御人数も雲州より差渡候而は雲隠共ニ力薄兩國之差間ニ御座候間、昨年より追々奉願候通、隠岐ハ孰ニ成共御預被仰付被下度、乍爾万一自領ニ相成候得は、農兵取立隠岐一國丈ケ之防御ハ相整可申、左候へハ、雲隠之強ミにも可相成哉と奉存候、元來海上相隔候儀万事不都合之事多、兼而人数差渡置候而は客陣之儀、都而嶋民之難洪相醸候儀も可有之歟、彼是種々考量仕見候処、誠以心痛至極奉存候、御預之場ニ而ハ所詮御守衛難相成義と奉存候、乍去拝領被仰付自國ニ相成候得は、前件之次第ニ而防御出来可申哉と奉存候得共、是以急速ニは相整申し間布候、既当春領分海岸有之候ニ付、御暇被下猶亦京地御警衛も御免被成、自国防御可尽粉骨旨所司代より達しも御座候程之義、旁以京地之義ハ願之通御許容被成下候ハ、責而御当地之所ハ力ニ及候丈ケ御守衛仕度奉存候、隠州之儀ハ宜敷御差図被下度奉願候、此段奉願度出羽守名代として私出府仕候、尤京地御門固メ御台場隠岐自國人数配当之儀ハ別紙ニ相記置候通ニ御座候間、何卒出格之以御慈評志願相達候様御憐愍之御沙汰速ニ奉願候、以上

松平出羽守名代

十月十三日

大橋筑後

松江藩は、せっかくの同年三月京都の守衛を免除されても、五月には薩摩藩に代わって乾御門が命じられ、さらに同年八月には品川台場五番を小倉藩から引き継ぐこととなった。³⁹ 隠岐の警衛に集中するどころか、幕府・朝廷から次々と警衛の負担が追加されてくるのである。そのうえ、自國も周辺警備に追われるなどとても対応できなくなったことが記されている。將軍のおひざ元である品川台場の警衛は「武門」の名譽と意識されているにもかかわらず、それが事実上不可能な状況であった。

傍線部隠岐についての見解は、かなり踏み込んで松江藩は願いでいる。要するに、「元祖已來御預ニ相成候隠岐国之儀」のままでは思うような警衛はできないので、「自國」つまり松江藩領にすれば防御も可能であるとしたのである。預所という民政統治の観点よりも、自領化して農兵を円滑に進めれば隠岐の防御が可能であると進言している。預所ではなく自領化することが警衛体制を進めるうえで好都合であると考えはじめたのである。新たな警衛任務を追加してくる幕府に対し、松江藩はその警衛負担の削減と同時に、隠岐自領化を主張しはじめたのである。おそらく、今までの警衛負担に対する恩賞的な意味と、今後の警衛環境の整備の両方から、隠岐自領化を求めたと言える。大名への警衛負担が限界に達するなかで、松江藩は、隠岐の自領化を幕府に突き付けたのである。

以上のように、幕末期の松江藩は、めまぐるしい警衛増加の現状のなかで、ついに隠岐預所の自領化を意識する方向へと傾いていった。しかしながら、これは松江藩側の問題であって、米価の高騰などによる隠岐預所の年貢収納の遅滞や、隠岐島民の「公料」意識の解消を目指したものでなかった。その攘夷も、松江藩が考える將軍への軍役的な意味と、

隠岐島民のように現実に自らの生命の危険に関わるところから文武館創設を願うものとはあまりにかけ離れたものであったと言える。

4 王政復古後の隠岐預所と松江藩―隠岐騒動の背景

王政復古後の隠岐は、いわゆる幕領から新政府の統治へと大きく変化する。隠岐島民にとつての最大の正当性が山陰道鎮撫使の達しであり、それゆえ、それを勝手に開封したことが隠岐騒動の直接的な発火点となった。隠岐島民の「公料」意識は、そのまま朝廷領意識へとスライドした。

しかしながら、松江藩は幕末に提起した隠岐の自領化が目的となっており、新政府に対してもその方向で動いていたのである。その最も重要な点が、年貢収納を誰がどのように担うかという点である。慶応四年（一八六八）正月二四日松江藩主松平定安は、隠岐国租税貢納について新政府に伺っていた。⁴⁰

出羽守預所隠岐国田畑高一万二千五百石余、今般大政御一新之廉ニテ可奉上納哉、尤是迄ハ海島之儀、年貢取立銀納ニテ、翌年四月取立、五月中ニ収納仕来ニ御座候処、差懸り昨卯年年貢納方之儀、如何相心得候テ宜敷可有御座哉、此等之所差向奉伺置候様、尚旧記等追而国許ヨリ送越候旨申付越候間、宜敷御差図奉願候、以上

正月

出雲少将家来

平賀縫殿

この年貢収納方法の伺いに対して新政府は、「米納ハ大坂表、銀納之向ハ会計裁判所へ収納」（正月二八日達）と達した。つまり、新政府の財政基盤である旧幕領の年貢収納はそのまま松江藩に委任したのであ

る。問題は但し書きのところ、「是迄之通、当五月中迄ニ収納之事」とした。つまり、松江藩は、年貢収納を五月中に実施することが第一に求められ、新政府の松江藩に対する「勤王」疑惑が渦巻くなか、この収納の実施は重要な課題となる。

年貢収納の円滑な実施のためには、松江藩の隠岐の拠点である陣屋の存在は極めて重要である。だが、慶応四年（一八六八）三月十九日、一宮大宮司忌部正弘、横地官三郎、井上整介らをリーダーとした農民三千名余が西郷陣屋に押しかけ、松江藩郡代山郡宇右衛門らはついに陣屋を引き払ってしまった。⁴¹ 郡代役所の奪還は、是が非でも松江藩の預所統治には必要であった。そのなかで松江藩が新政府から引き出したのが、「活殺の権」であったといえる。

すなわち、同年四月十三日民政役所へ京都留守居が差し出した書面には以下のようにある。⁴²

隠岐両島之儀は先年以來関東より預来候得共、王政御一新ニ付可奉上納哉、且収納方之儀も如何取計可仕哉之旨先達而奉伺候処、是迄之通取立上納可仕旨被仰付候付而ハ、取締方之儀も如旧来取計置候、然処島後ニ於テ此度朝廷御預と相成候上ハ弊藩在島之者いつれも立退候様、彼是難題申募、徒党之体ニおよひ候由、従国元早駆を以申越候、右ハ全以取治方不行届義も可有之段ハ奉忍入候得共、何分ニも預所之儀旧来寛成向振ニ付てハ、刑法万端自然届兼候訳も御座候所、強而申論候而も相激し可申、一旦引退候旨申越候、右ニ付島方役人共不尽職掌場を以役儀取上謹慎申付置候、尤一人ハ取治之為直ニ隠州へ引返候由申越候処、如何取計可然哉、差向之儀雲隠両所へ急々御差図被成下候様奉願候、以上

出雲少将内

四月

増田健蔵
別所武三郎

いわば、年貢収納を新政府から認められたことよって、松江藩は、郡代役所の奪還に向けて預所統治の新たな実権を新政府に求めたのである。今回陣屋を引き払わざるを得なくなったのは、近世の預所における松江藩の「刑法」が十分ではなく、穏便な民政を敷いてきたことが原因であるとしている。王政復古後、松江藩が改めて新政府から預所を命じられたとき、近世の隠岐預所とは性格の異なる権限を暗に求めていたといえる。⁽⁴³⁾ すなわち、これに対して即日新政府から以下の達しが届いたのである。

出雲少将

兼而旧幕より預居候隠岐国之儀当分其藩へ取締向被仰付候事

但、近來国中之人心不穩趣相聞候二付、一際嚴重取締可致候、万一土人共役場へ対し不法之所業於有之ハ始末取糺旧幕預中振合二不拘刑法万端相当之処置可致事

松江藩は幕末期の歎願のなかで実現することができなかった預所統治の実権を、ここにおいてはじめて獲得することができた。その意味では、松江藩は新たな隠岐統治に向けて稼働していくことになる。

隠岐の年貢収納については、その年貢収納の持つ特質にも大きく関係している。次の史料は、そのことについて新政府へ提出しようとしていた松江藩士増田健蔵への控である。⁽⁴⁴⁾

隠岐国去^(慶応三年)卯年 収納弊藩ヨリ償差出候処、近來臨時入費差重り候

付而、幾度ニも上納仕度旨奉伺候処、上納方御寛恕可被成下、孰ニも明細之取調書至急差出、尤償遣し候意味も委細可申上旨御付札之趣奉畏候、右明細取調書之儀ハ、早急送越候様、先達而国元へ申遣置候へ共、当時両島共其辺之取調難相成情態二付而歟未差越不申候、併尚又此度御差込之場を以催促申遣候間、送越次第差上候様可仕、且又償候訳ハ当春御一新之廉御取條上納其後奉伺候処、是迄之任來通弊藩より取扱候様御差込二相成且隠岐国当分取締被仰付候場を以、御収納取調之儀も島方へ申談候得共、当春以來士民とも沸騰雲州之指揮ハ少しも受不申、其内定例上納之時節ニも相至候処、右春來之情実二付而ハ多分家業を失ひ難洪仕候趣、不愆之至其央例格之通税租為差出候義難致、依之償可遣旨申渡候事ニ御座候

松江藩は、年貢の上納が隠岐島民の一件で滞っていることに相当の危機感を持っていくことがわかる。前半部分では、「償」について記述されている。まず、慶応三年年貢収納分の「償」を何度かわけて上納することが許可されたこと、その際提出する「明細取調書」が隠岐島民の騒動で進まないことが述べられてい

表2 幕末期の隠岐国年貢上納高と償高

		天保13	安政5	慶応2
幕府上納分全体		91貫089匁 9	209貫488匁76	1259貫471匁97
松江藩関係	両島詰役人飯米料	8貫786匁32	22貫628匁22	148貫721匁24
	口米雑穀雲州へ被下米	2貫254匁19	3貫995匁46	34貫721匁59
	松江藩より償高	6貫532匁13	18貫632匁76	113貫999匁65

※「隠岐件書類」(松江歴史館所蔵志立家文書)より作成。

る。この「償」とは一体どのようなものであるか。志立範蔵の史料にはその点が書き出されており、表2のようにまとめることができる。幕府に上納する分のなかに、松江藩の預所役人の飯米料が組み込まれており、その名目は、幕府から松江藩に対する補助（雲州へ被下来）と、松江藩の「償」＝補填から成っていた。つまり、幕府上納分の一部を松江藩からの支出で賄っていたことになる。松江藩側から見れば、幕府の預所の役務を担う藩役人の飯米料を幕府と松江藩から出していたことになる。

表2によれば、天保十三年（一八四二）、安政五年（一八五八）、慶応二年（一八六六）と、米の値段が高騰すると、その「償」も跳ね上がり、慶応三年には臨時経費の重圧からそれを何度かに分けて上納しようとしていたことがわかる。⁽⁴⁵⁾新政府は、その「償」を今回は免除することで松江藩の負担を軽減したのである。そうすると、何としてもその「償」についての説明をするために「明細取調書」が必要となってくる。それが、隠岐島民のために進捗しないことが大きな問題なのである。

このような年貢収納の問題は、松江藩が統治できるかどうかの根幹にかかわるため、藩側は極めて敏感に対応したと思われる。それが松江藩の武力的な姿勢の背景にあつたのではないだろうか。

5 隠岐騒動と松江藩預所民政の終焉

隠岐騒動は、近世後期から幕末期の警衛をめぐる隠岐預所防御に対する松江藩の変化、それにもなう島民との意識の溝の深まりが大きな要因であり、それが新政府の発足によって深刻な武力衝突の形で現れてきた。これを志立範蔵の史料から追ってみよう。⁽⁴⁶⁾

一揆之根原地人共役場を軽蔑せしより之事と相聞候、元来辺鄙の孤

島人心一筋之所柄にて、以前は役々を尊敬し、郡代・御代官を兩殿様と唱来し由、然二近年御固御人数且御仕置方二も御渡海相成尊敬仕来し郡代も見る蔭もなき姿なりしより、俄二役場を見下し、就中近年世変二伴ひ、僭上之風俗となりしものか、頑固之風二被化、神職・僧侶・農民二至迄其職を疎かにし、文武文芸を心懸候様相成、俗二申生物識りの風二相成、即今異国二際し攘夷の手当を懸念し、海防之為武を練度なと申合、則文武館取建度其為昨秋の米金下付願出候処、素より貧弱之島方村二難業を勉めず怠惰之風俗よりして兼々御年貢遅滞勝之央、右文武二而已肩入候而ハ、弥以困難二陥候ハ差前と人別二論し方いたし（中略）、御一新之度鎮撫使より地人直充之書面到来、是則雲州之手を放れたる訳と申立、兼而不服を執込御陣屋二押懸立退を迫候場二至りしものと相見候、絶言語候次第、乍爾爾僅少之詰懸り人員ニテ踏止り候儀難相成、固より手荒之取計も不相成との御主意無余儀御陣屋を明ケ一度帰帆、実ニ遺憾至極何卒速ニ御人数御差渡相成候ハ、再引返し武威を示し及説得候上ニも弥承服不致節ハ張本之者共誅伐取鎮度旨相伺候事之趣（後略）

志立範蔵ら松江藩側は、「一揆」の原因を、孤島ゆえの地理的な要因によりつつも、郡代や代官の權威の低下が根底にあるとしている。隠岐預所民政が円滑に行われていた証明である郡代・代官の呼称「兩殿様」が今やまったく無くなってしまったことをまず第一の問題とするのである。また、異国船渡来による影響で島民が武装化しはじめていること、およびそれにあわせて年貢の上納が滞っていることを懸念していた。これが結合して表面化したのが、鎮撫使による直接の書簡であるとしているのである。

前述してきたように、松江藩にとって隠岐預所は「藩祖以来」の重要な土地であり、近世後期には預所統治は幕府から褒賞を受けるものであった。それがここに来て、今や地に落ちてしまったと意識されているのである。まず、松江藩としてはこの権威の回復をはかることが第一の目標にあることがわかる。さらに重要な点は、前述したように年貢上納が、島民の攘夷意識とその武装化によって妨げられていると強く意識されていることであろう。

松江藩が隠岐警衛の見通しとして農兵設置に消極的である点はすでに述べてきたことであるが、ここでその理由もはっきりする。松江藩が預所の任務として最も重要な年貢上納を進めていくためには、役人の権威回復と、それを阻害する要因、つまり島民の武装化によるますますの権威低下と年貢遅滞を何しても防がなくてはならないのである。島民から見れば、近世の身分のなかで唯一武力を有する武士が隠岐警衛に消極的なことが、役人を軽視し自ら武装化せざるを得ない背景にある。しかし、前述した理由などから松江藩側はむしろ年貢収納を第一とする領主的な観点のほうが強かったのである。ここから導き出される対応として、民政の回復とそれを実現する武力が必要であるとし、「御預御手組」を一備とそのなかに「剣槍炮等教方相成候者」の選抜を求めたのである。⁽⁴⁷⁾

松江藩は、隠岐島役人の引き払い以後無断出国が頻出し、治安が悪化していることを懸念していた。松江藩は、新政府から年貢上納を認めてもらったことの経緯から、隠岐は松江藩の支配から放れたわけではないと考えていた。そのためどのような方法を使っても鎮撫することが必要だと結論していくことになるのである。たとえ支配替えが行われるとしても、今のような状態ではとても引き渡しはできないのである。

このなかで新政府からの「当分取締」の通達は大きな追い風となった。例えば、志立範蔵が「旧幕預中より殺活之権無之其段政府へ申達近年自

国同様可致処置」と述べるとき、松江藩がはじめて近世の預所にはない自領としての権限を得たと意識したことを物語っている。しかし、「殺活之権」という言葉が象徴するように、住民を生かすも殺すも権力者にすべてあるという認識のなかでは近世的な「仁政」を行う余裕は感じられない。ようやく幕末期以来の隠岐の自領化が実現できたと思いつき、松江藩を取り巻く現状はむしろ追い詰められたなかで島民を武力で威嚇するという方向にむかっていったのである。

結論からみれば、五月十日の松江藩と隠岐島民との武力衝突は、松江藩の「殺活の権」で事態の收拾をはかろうとする姿勢が見事に失敗したことを露呈したといえる。五月十日の衝突による島民側死者十四人、負傷者八人、捕縛十九人、脱走者数十人以上と言われている。⁽⁴⁹⁾ その詳細を見れば、死者はすべて銃による傷で亡くなっており、一方的な松江藩側の攻撃と見られていた。島民側から先に発砲したから応戦したとする松江藩側の言い分を、志立範蔵は五月二十八日太政官より派遣された監察使土肥謙造らに説明していたが、結局応戦ではなく発砲したことに書き改めさせられたという。⁽⁵⁰⁾ 事実とはともかく、これによって松江藩のやむを得ず応戦したという論理は通じなくなり、完全に松江藩の武力行動が罪に問われることとなったのである。⁽⁵¹⁾

ところで、武力衝突を予期した松江藩はすでに鳥取藩に使節を派遣し、十三日には隠岐に鳥取藩の儒者景山龍造と大森八左衛門が派遣されていた。松江藩も増援部隊を派遣したが、鳥取藩と薩長両藩の協議のなかで、結局大部分の部隊は撤収することとなった。この鳥取藩の行動は、文久三年以降の隠岐警衛をめぐる両敬や軍艦貸借交渉などの連携、および山陰道鎮撫使事件による仲介を勉めてきた政治的・軍事的関係から出てきたもので、必ずしも隠岐の資源に目を付けたとか、一揆方に味方したというようなものではないと思われる。⁽⁵²⁾ しかし、このような風説が出

るほど鳥取藩は深く隠岐統治に関与するようになってきたことは、同年十一月に鳥取藩に統治が移る前提として押さえておかなくてはならない。

しかし、武力衝突後の三藩による交渉と、部隊の撤収によって松江藩は、「殺活之権」を振りかざした統治を完全に否定された。藩は、同年五月十七日陣屋を追放された郡代山郡らを処罰することで、王政復古後の松江藩の隠岐政策を清算した。そして翌五月十八日、家老当職平賀縫殿、使番役頭取用人大田主米、軍用方奉行岩崎淵平、顧問儒者雨森謙三郎と砲術士十二名を渡航させた。部隊ではなく、その編成メンバーから民政目的に派遣されたことがはっきりとしているように、隠岐統治方針の根本的な転換がはかられたのである。平賀一行が十九日に達したものはまず以下のようにある。⁽⁵³⁾

今度王政御一新、両島御預之儀、改而奉蒙朝命候間、諸事草創之心得を以、是迄之仕来等二不拘、諸民難義ニ相成候義ハ公論之以致裁許可遣候間、聊無用捨可申候。此旨両島小民共不漏様可知触候事

松江藩の隠岐国統治に関する基本的な姿勢は、今一度藩祖直政以来の松江藩の重要な役職として再提示されていたことがわかる。隠岐預所には藩祖以来の重要な役目で、王政復古後もこの意識は継統されていた。そのうえで、五箇条の誓文にある「公論」をもつてくることで新たな民政のあり方を表明しようとしていたと言えよう。

その民政の方法は、巡村に際して提出された九通の布告に集約される。これは家老の平賀ほか志立範蔵も含まれていたため、志立家の史料から比較的その詳細を知ることができる。⁽⁵⁴⁾全体を要約すると、①武力衝突を収束させ島民側の文武要求を一定程度認めること、②「仁政」政策

を実施し安定した状態に戻すこと、③諸社祭礼の執行と由緒社寺調査である。①については、「無罪之良民」で死傷したものを申し出るように伝え、今回の衝突で脱走した者は本業に戻れば過去は問わないとした。また、文久期以降歎願されていた文武についても農業を根本としながら一定程度認めようとしている。これにより、松江藩は島民との衝突を何とか解消しようとしたと思われる。

②については画期的な転換で、「当年之收納」を「本府」（＝松江藩）が償うというもので徹底した慰撫に努めている様子がかがえる。年貢未収にしないために、陣屋奪回を目指した経緯を考えれば、これを藩側負担に置き換えることで当面は問題を先送りできるとしたのであろう。さらに「親孝行なるもの」「主人に忠義なるもの」「農價格別精出候者」「文武格別志厚き者」「鰥寡孤独・廢疾等」「七十歳以上之老人」を調査しようとした。そのうえで、奇特者を褒賞し高齢者を慰労する方向性を出したのである。まさに領主としての「仁政」の実施である。

③は、神社の祭礼は「一国之大典」と述べているように慶応四年三月以降の一連の政策に則って進めていくことを述べたもので、とくに神職中に対して提出されている。⁽⁵⁵⁾これら三点は、ほとんど松江藩領の民政と一致したのではなく、隠岐独自の民政方針として臨んだことがわかる。確かにこの松江藩の民政は、新政府側に対する松江藩のパフォーマンスとしか映らない側面もあるかもしれないが、藩としては隠岐騒動以後何とか隠岐預所民政を回復しようと努めていたのである。

6 おわりに―今後の課題

隠岐騒動における松江藩側の罪が明らかになった慶応四年（一八六八）六月から、同年十一月に鳥取藩に管轄替えとなるまでは、事実上松江藩の民政はほとんど受け入れられなかったと思われる。しかし、この時期

の松江藩側の史料は志立範蔵の史料以外はほとんどなく、隠岐側の自治組織についても同様にほとんどその実態を示す史料は見つかっていない。⁽⁵⁶⁾まさに、今後の課題と言わざるを得ない。

ただ、最終的な松江藩の隠岐との関わりは同年九月十一日をもって終了する。これは、後鳥羽院の陵墓を守護していた松江藩士が最終的に引き上げたことによるものであった。島後に滞在していた監察使が島前に渡海し、陵墓を守護してきた村上家を拠点にしてから、正式に松江藩の陵墓守衛撤去が命じられた。この陵墓は前述したように源福寺にあって、初代松平直政が隠岐島を預る時、万治元年（一六五八）山陵に廟殿を建てたもので、松江藩は明治初年までその維持に努めたといわれるものである。⁽⁵⁷⁾つまり、松江藩は、藩祖直政とつながる後鳥羽院陵墓の守衛は最後まで警備していたこととなる。この撤去をもって、松江藩の預所支配は、ついに終わりを告げたのである。

最後に、本稿の視点からは言及できなかったが、今後追求すべき諸課題を書き留めて終わりに代えたい。

松江藩側の史料が発見されてきたことで、隠岐騒動の研究も別の視点を入れながら論じることができるようになってきた。本稿は、その成果や志立家史料から隠岐騒動に至ったプロセスを、預所という視点に基づき、幕末期の警衛との関わりから論じたものである。だが、隠岐統治を考える際には、幕領で正徳年間廃止された大庄屋が逆に隠岐では享保六年（一七二一）に採用された点、「拝借米」に代表される銀納制を持つ島民への過重な負担など、その地域性を踏まえた更なる研究の深化が求められるよう。⁽⁵⁸⁾

また、鳥取藩については触れる程度にしか述べることができなかつた。隠岐は全国的に見れば西廻り航路の拠点として、松江藩にとっても商品流通の点で重要な存在であったことは言うまでもないが、伯耆とく

に境港・米子等にとっても大きな存在であった。そのため、隠岐との商品流通をめぐっては松江藩と鳥取藩領域との対抗関係が存在していたといえる。⁽⁵⁹⁾本稿は政治的・軍事的関係を中心に述べた関係で、このような社会経済的な視点はほとんど言及することはできなかった。この背景を考慮に入れば、鳥取藩から派遣された儒者景山龍造等についてもまた違った側面が見えてくるかもしれない。

以上、先学が積み上げてきた成果や新たな史料発掘を試みるなかで、隠岐騒動から見えてくる諸問題は、広くかつ深く当該期の政治権力のあり方と関わっていることがわかる。幕末の將軍権力崩壊から新政府樹立期にかけての動向を象徴する松江藩の山陰道鎮撫使事件から隠岐騒動という一連のプロセスは、近世初期からの預所の位置づけと、幕末の警衛をめぐる松江藩の動向との一つの帰着点でもあった。さらにそこから、多方面の研究の広がりが見ることができ、本研究の出発点となった志立範蔵の史料はそうした研究への入り口を準備してくれるものと言えるだろう。

〔注〕

(1) 呼称については史学史的な考証も必要であるが、表記の混乱を避けるため本稿では現在一般的に通用している隠岐騒動を使用する。これについては、内藤正中・藤田新・中沼郁著『隠岐国維新史―隠岐騒動の再評価』（山陰中央新報社、一九八六年）参照。

(2) 『新修島根県史通史篇二近代』（島根県、一九六七年）の記述がとくに影響力を持ったと考えられ、例えば『都万村誌』（都万村、一九九〇年、二五六頁）などその記述に沿った評価を下している。また、中沼郁・斎藤公子『もう一つの明治維新―中沼了三と隠岐騒動』（創風社、一九九一年）等参照。

(3) 藤田新の成果は、「松江藩士志立範蔵の経歴―隠岐事件を中心として」

- 〔海城中学・高校研究集録〕一六集、「資料 隠岐件書類」〔海城中学・高校研究集録〕七集、藤田新編『隠岐騒動関係資料』(一九八一年)をはじめとして多数あり、すでに松江藩側の史料の重要性を指摘している。その最新の成果は、前掲『隠岐国維新史―隠岐騒動の再評価』である。
- (4) 服藤弘司『大名預所の研究』(創文社、一九八一年)。以下、預所に関する点はほとんど本書によっている。
- (5) 『徳川実紀』(吉川弘文館、一九七六年、八七頁)には寛永十五年二月十一日とされ、「国代考証」(隠岐郷土研究会編『隠岐島史料』近世篇下、一九六三年)には寛永十五年三月二十七日「隠州置郡代官監治」とある。ほかに桃節山『松江藩祖直政公事蹟』(松陽新報社、五九頁)では、同年二月五日の抜書の指摘がある。
- (6) 『松江市誌』(一九七三年)四三一―二頁。「直政公御国拝領之事并道中七里役人之由来」(島根県立図書館所蔵『雲陽秘事記』)に「隠岐の嶋と有れハ御領国にもなるべきに残念なる事とも也」とあり、後述する幕末維新期の松江藩の意識と重なり興味深い伝承である。
- (7) 前掲服藤書七二頁。
- (8) 『隠岐島誌』(名著出版、一九七二年)四〇頁、『新修島根県史』通史編一(島根県、一九六八年)六二四―六頁。
- (9) 前掲『松江市誌』一四〇―一五一頁参照。この点はすでに桃節山著・谷口為次訳『和訳出雲私史』(島根郷土資料刊行会、一九七二年)二五八―九頁でも唐船の頻出が指摘されている。
- (10) 享保五年六月十三日条(徳川実記第八編)吉川弘文館、一九七六年、一九六頁)。同年同月十九日勘定奉行らから松平出羽守に達せられた「隠岐四郡御物成覚」(『新修島根県史』史料編近世上、一九六五年、四六九頁)。
- (11) 『日本財政経済史料』四卷(大蔵省、一九三二年)四八頁。服藤は、文化六年令の存在を指摘しており、大名預所無年期原則の確立と、私領同様特権の付与があるという。つまりこの天保の第一次改革令は文化六年令の廃止が行われたと位置づけている(前掲服藤書)。
- (12) 前掲『日本財政経済史料』四卷、四二頁。
- (13) 『甲辰雜記』(『江戸叢書』卷九、国立国会図書館近代デジタルライブラリーより閲覧)一一九―一二〇頁。
- (14) 前掲服藤一六四頁。
- (15) この点は、江戸湾警衛大名の支配替えのときに起こっていた地域側の「支配継続願」などの動きに敏感になっていられることにも表れている(岸本覚「長州藩預所民政に関する一考察」『立命館史学』一九、一九九八年)等参照)。
- (16) 彦根藩は、嘉永二年(一八四九)十二月旧領江州を復知し相州を預所とするが、さらにそのとき認められなかった私領同様の特権を嘉永四年に獲得する(『大日本維新史料 類纂之部 井伊家史料二』(東京大学出版会、一九六一年)四一―三頁等参照)。
- (17) 羽賀祥二「民政」権力と領域統合(上)―幕末期の所領問題」(『人文学報』六二、一九八七年)。
- (18) 岸本覚「彦根藩と相州警衛」(『幕末維新の彦根藩』サンライズ出版、二〇〇一年)。
- (19) 「志立範蔵履歴書稿」(松江歴史館所蔵志立家文書九一)、これは志立範蔵本人が天保九年の出生から明治十四年までの履歴を記したものである。慶応四年(明治八年)までの翻刻は前掲藤田新「松江藩士志立範蔵の経歴」参照。
- (20) 『続徳川実紀』第二編(吉川弘文館、一九七六年)四二頁。
- (21) 志立家文書九一(松江歴史館所蔵)。
- (22) その他諸藩の周旋関係の人名が列挙されていることから、どのような人物が京都や大坂で活動していたのかを知ることができる。この周旋に関わる点は、桃裕行「明治維新期の松江藩儒雨森精翁について」(『松江藩と洋学の研究』思文閣出版、一九八九年)にも同様の記述がみられる。
- (23) 大仁村は、現在の大阪市淀川区、曾根崎村の北西にあたる村。玉井藤右衛門についてはよくわからないが、玉藤は近世後期の大阪では著名な料亭のようで、「麦飯」の店としてよく紹介されている(例えば中之島図書館所蔵『大坂繁花風土記』等参照)。
- (24) 「図5天保期の大坂三郷」(『新修大阪府史第十卷』別巻歴史地図、大阪府、一九九六年)

- (25) 文政五(一八二二)〜明治十五(一八八二)。松江藩士妹尾清左衛門三男、藩校明教館に入り、江戸に出て昌平黌、佐藤一斎等に学んだ。文久四年藩主安定の生母里方の雨森姓を継ぎ慶応二年には藩校修道館総教授に任命された。維新後は東京に出て公議所法則改正委員となるが帰国後「雨森精翁」と改めた。履歴については「雨森精翁事歴」(『島根評論』第八卷九号、一九三一年)、「雨森精翁」(谷口廻瀾『島根儒林伝』復刻版、一九七七年所収)等参照。
- (26) 『越前藩幕末維新公用日記』(福井県郷土誌懇談会、一九七四年)二二二〜五頁には、このとき「雨謙(雨森謙三郎)」や「雲州藩渡辺勘之助」「雲藩高井義八」等を確認することができる。
- (27) 『非蔵人日記』文久三年二月十八日条(東京大学史料編纂所蔵大日本維新史料稿本)。
- (28) 『伊達宗城在京日記』文久三年二月十八日条(日本史籍協会、一九二六年)。「浦日記」文久三年二月十八日条(山口県文書館所蔵)、「贈従一位池田慶徳公御伝記」二(鳥取県立博物館、一九八八年)等参照。
- (29) 前掲『贈従一位池田慶徳公御伝記』二。
- (30) 前掲『贈従一位池田慶徳公御伝記』二、三九七〜八頁。
- (31) 「文久二戌十二月於関東御老中水野殿へ被仰立候御書面翌亥三月於京都再御同所へ被差出候写」(前掲「隠岐件書類」)。
- (32) 「文久三亥年御上京之節朝廷御尋ニよりて被仰立候書面」(前掲「隠岐件書類」)。
- (33) 『島根県の地名』(平凡社、一九九五年)八五四頁。
- (34) 岸本覚「安政・文久期の政治改革と諸藩」(『講座明治維新第二巻 幕末政治と社会変動』有志舎、二〇一一年)参照。
- (35) 「明治元辰年八月及十月度要路ノ向へ演達ノ控」(前掲「隠岐件書類」)。
- (36) 前掲『隠岐島誌』四一〇〜二三頁。
- (37) 『贈従一位池田慶徳公御伝記』三、四参照。
- (38) 「文久三亥十月十三日水野閣老へ大橋藩老提出之書面」(前掲「隠岐件書類」)。
- (39) 原剛『幕末海防史の研究』(一三四頁)によると、文久三年八月十五日から翌年八月十七日である。
- (40) 「松平定安家記」(東京大学史料編纂所蔵大日本維新史料稿本、「復古記」七五三〜四頁)。
- (41) 『隠岐島誌』によれば、五月十七日に松江藩の処分決定があり、責任者郡代山郡宇右衛門は松江善導寺にて切腹、鈴村祐平は永禁固、代官今西惣兵衛は隠居、乙部は謹慎を命じられている。この重い処分は、新政府による圧力だけでなく、当時松江藩側がまず郡代を確保して年貢収納を始め民政自体を機能させなくてはならない状況下で、それを引きあげたことが重い処分につながった側面もあると考える。
- (42) 「四月十三日民政役所へ御留守居持参青山小三郎二面会差出書面」(前掲「隠岐件書類」)。
- (43) 『隠岐島誌』四五五頁。
- (44) 「隠岐収納弁納之儀於西京委細申出へき旨御達ニ付下々案増田健蔵へ差出候控」(前掲「隠岐件書類」)。
- (45) 慶応元年の隠岐の一揆は、米価の高騰が大きなき要因であった(永海一正『近世隠岐島史の研究』報光社、一九七二年)。
- (46) 前掲「隠岐件書類」所収史料。これは後年志立範蔵が書き記したものである。
- (47) 前掲「隠岐件書類」。
- (48) 「明治元辰年八月及十月度要路ノ向へ演達ノ控」(前掲「隠岐件書類」)。
- (49) 前掲『隠岐島誌』四六六〜九頁。
- (50) 『松平定安公伝』(一九三四年、三三二〜二九九頁)。確かに志立範蔵前掲「隠岐件書類」には、五月二十九日監察使に対し「厚説論候得共、承引不仕而已ならず役人共へ及発砲不得止兵威を以致駆除置」と説明していた。この藩側と島民側の主張は、監察使のもとで何度も取調べを受けていた。詳細は、永海一正の筆写史料を集めた「隠岐騒動」(『日本庶民生活史料集成第十三巻騒擾』三一書房、一九七〇年)参照。
- (51) しかしながら、新政府のちに松江藩だけでなく島民に対する処分も実施している(前掲「隠岐国維新史」)。
- (52) 前掲『松江市誌』七五六頁および岡田射雁「隠岐島後の騒擾譚」(『郷

土資料島根叢書第二編」九五～六頁）等参照。ただ、鳥取藩側の史料からは確認できないが、『隠岐誌』（後編、一九〇三年、三七頁）には明治元年七月に玄米一千俵をその精神に感動して「隠岐正義党」に贈与したとある。

(53) 『隠岐島誌』四八一頁。

(54) 前掲「隠岐件書類」および前掲『隠岐島誌』四八一～二頁。

(55) この政策のなかで、同年九月いわゆる監察使調伏事件（松江藩の依頼で島前各社で監察使土肥謙造、椋木弥助の調伏祈禱が行われたという事件）が勃発する。

(56) 前掲『隠岐国維新史』はしがき等参照。

(57) 前掲『島根県の地名』八五四頁。後鳥羽院の陵墓は、京都市左京区の大原陵と隠岐の火葬塚がある。

(58) 永海前掲書、一一七～一二〇、一三二～七頁等参照。

(59) 田中豊治『隠岐島の歴史地理学的研究』（古今書院、一九七九年）。

※本稿は、二〇一〇年度東京大学史料編纂所・一般共同研究「幕末の松江藩と隠岐騒動の研究」（研究代表者小林准士・所外共同研究員岸本覚・所内共同研究者小野将）の研究報告である。

※本稿の作成にあたり、志立正知氏、松江市史編さん室、大阪府立中之島図書館の方々にはたいへんお世話になりました。ここに感謝申し上げます。